

# 華 頂 短 期 大 学 学 則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 本短期大学は仏教精神に基づき教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広い教養を基盤として、実際に則した専門の教養を積ませ国家社会の福祉に貢献する心身共に健全なる女子を育成することを目的とする。

### (名称)

第 1 条の 2 本学は、華頂短期大学と称する。

### (所在地)

第 1 条の 3 本学の所在地は、京都府京都市東山区林下町 3 丁目 456 番地とする。

2 本学の設置する学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究の目的については別に定める。

3 前 2 項の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、本学において自ら不断に点検及び評価を行い、その教育研究水準の向上を図るものとする。

4 前項の点検・評価を行う組織・項目など、実施に必要な体制については別に定める。

## 第 2 章 学科・学生定員及び修業年限

### (学科及び学生定員)

第 2 条 本学に設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
幼児教育学科	120 人	240 人

2 幼児教育学科に、保育士養成課程を置く。

3 保育士養成課程に関する規程は別に定める。

### (修業年限及び在学年限)

第 3 条 本学の修業年限は 2 年とする。ただし在学期間は 4 年を超えてはならない。

## 第 3 章 学年・学期・授業日数及び休業日

### (学年)

第 4 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### (学期)

第 5 条 学年をわけて次の 2 期とする。

春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

秋学期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 春学期・秋学期の期間は、年度により若干の変更をすることがある。

### (授業日数)

第 6 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

### (休業日)

第7条 本学における休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する日
- (3) 創立記念日 10月10日
- (4) 春季休業 3月15日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月16日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から1月8日まで

2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

4 必要がある場合、学長は第1項に定める休業日においても、授業、実習及び行事を行うことができる。

#### 第4章 入学・退学・転学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜試験を実施し、合否の判定は教授会の議を経て、学長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に入学金その他の学費及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを怠った者には入学許可を取り消すことがある。

第13条 本学に転学を願った者については、欠員のある場合に限り選考のうえ入学

を許可することがある。

(保証人)

第 14 条 入学を許可された者は、保護者 1 名(保護者なき者はこれに代わる親戚その他)を保証人と定め本学の指定する期間内に届け出なければならない。

第 15 条 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。

第 16 条 保証人が変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

(退学及び転学)

第 17 条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 他の大学等への転学を希望する者は、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(転科)

第 18 条 在籍する学科から他の学科に転科を願い出た者は、選考のうえ許可することがある。

2 転科に関する規程については、別に定める。

(休学)

第 19 条 疾病その他やむを得ない事情により 5 週以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ休学を願い出ることができる。疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第 20 条 休学の期間は、1 年を超えることはできない。ただし特別の事由があると認められた者にあつては、引き続きさらに 1 年、通算 2 年までは延長することができる。

2 休学の期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第 21 条 休学期間満了のとき又は休学期間であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 22 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第 3 条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 授業料その他の学費の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (3) 第 20 条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 死亡又は 2 年以上にわたり行方不明の者

## 第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 23 条 本学の教育課程は、総合科目、各学科に置く科目群及びキャリア関連科目群として別表第一のとおりとする。

第 24 条 本学において開設する授業科目はこれを必修及び選択科目にわけるとする。

(履修登録)

第 25 条 学生は、毎学期度の当初に履修する授業科目を登録しなければならない。また学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、修得することはできない。

(単位)

第 26 条 各授業科目の単位数を定めるにあたっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学

修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義については、15 時間を原則とする。ただし、別に定めるものについては 30 時間をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間を原則とする。ただし、別に定めるものについては 15 時間をもって 1 単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、45 時間を原則とする。ただし、別に定めるものについては 30 時間をもって 1 単位とする。
- (4) 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、授業形態を考慮したうえで学修の成果を評価して、単位数を定める。

(授業内容及び方法の改善)

第 27 条 本学において開設する授業科目の授業の内容及び方法の改善を図るために、自ら組織的に研修及び研究を実施する。

2 前項の目的を達成するため必要な実施体制等については別に定める。

(学修の評価)

第 28 条 各授業科目を履修した者には、試験を実施して学修の成果を評価する。

2 第 26 条第 4 項の授業科目については、本学の定める方法により学修の成果を評価する。

(試験)

第 29 条 試験の方法は、筆記試験やレポートのほか、各授業科目の授業の方法に応じた方法によるものとし、その方法は各授業科目の担当者がこれを定める。

2 試験の時期は、原則として学期末とする。ただし各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

3 病気等やむを得ない事情により、学期末の試験を受けられなかった者は、追試験を受けることができる。

4 試験に関する規程は別に定める。

第 30 条 当該授業科目の履修について学期当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。

(単位の授与)

第 31 条 学修の評価は原則として 100 点を満点とする素点で表し、60 点以上を合格として、単位を授与する。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第 32 条 教育上有益と認めるときは、入学前の短期大学又は大学において修得した単位（第 53 条の規定により、修得した単位を含む。）及び他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の修得とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により、本学が修得したものとみなすことができる単位数は、本学において修得した単位を除き、30 単位を越えないものとする。

3 前 2 項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 33 条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修

により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学が修得したものとみなすことができる単位数は、前項及び次条第2項の単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により与えることができる単位数は、30単位を超えないものとする。

3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

## 第6章 卒業及び資格の取得

(卒業の要件)

第35条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第一に定めるところにより、次の各号にしたがって合計62単位以上を修得しなければならない。

幼児教育学科

総合科目 6単位

基盤科目群 10単位以上

教育・保育科目群 42単位以上、ただし、A群 12単位以上、B群 10単位以上、C群 8単位以上

キャリア関連科目群 4単位以上（必修を含む。）

(卒業)

第36条 本学に2年以上在学し第35条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第37条 本学の各学科において取得できる資格・課程及び免許の種類は次のとおりとする。

学 科	取得できる資格・課程及び免許
幼児教育学科	幼稚園教諭2種免許状 保育士資格 音楽療法士(2種)

第38条 本学幼児教育学科の学生にして教育職員免許状を得ようとする者は、第35条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を別表第二のとおり修得しなければならない。

2 本学幼児教育学科保育士養成課程の学生にして児童福祉法による保育士資格を得ようとする者は、第35条に定める卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を別表第三のとおり修得しなければならない。

3 本学幼児教育学科の学生にして全国音楽療法士養成協議会による音楽療法士(2種)の称号の授与を受けようとする者は、第35条に定める卒業の要件を充足し、かつ全国音楽療法士養成協議会の定める科目及び単位を別表第四のとおり修得しなければならない。

- 4 本学幼児教育学科の学生にして第1項から第3項までに定める資格・免許のほか、他の資格を得ようとする者は、本学が開設する当該資格に関する授業科目を履修し単位を修得しなければならない。なお、資格取得に関する授業科目等は別に定める。

#### 第39条 削除

### 第7章 検定料・入学金・授業料・その他の費用

(検定料等の金額)

第40条 本学の検定料・入学金・授業料等の金額は次のとおりとする。

検定料	30,000円	授業料	860,000円
入学金	200,000円	施設設備資金	200,000円

- 2 前項所定の費用のほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。  
3 学費納入に必要な手続き等については、別に定める。

(授業料の納入期)

第41条 授業料・施設設備資金は次のとおり納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

春学期	授業料	430,000円	納期	4月30日
	施設設備資金	200,000円	納期	4月30日
秋学期	授業料	430,000円	納期	9月30日

(退学等の場合の授業料等)

第42条 退学若しくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者、又は停学中の者、及び学年の途中で卒業する者は、当該学期の授業料・施設設備資金等全額を納入しなければならない。

(休学等の場合の授業料等)

第43条 休学した者については、休学期間中の授業料・施設設備資金等は徴収しない。ただし復学した者は、当該学年の当該学期分を納めなければならない。

(納付した授業料等)

第44条 既納の入学金・授業料等納入金は、還付しない。

### 第8章 職員組織

(職員組織)

第45条 本学に、学長及びその他の職員を置く。

- (1) 教授、准教授、講師（教職員）
  - (2) 副学長を置くことができる。
  - (3) 部長、課長及びその他の職員（事務職員等）
- 2 本学に、前項各号のほか、必要な職員を置くことができる。  
3 職員の服務規程は、別に定める。

### 第9章 教授会及び大学評議会

(教授会)

第46条 本学に教授会を置く。

第47条 教授会は、学長及び教授・准教授・講師をもって組織する。

2 本会には、第1項に定める教員のほか、学長が指名する教員に出席を求めることができる。

第 48 条 学長は教授会を招集しその議長となる。ただし学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長は教授会の構成員の 3 分の 1 以上から議題を示し、要求があった場合には、教授会を招集しなければならない。

第 49 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。  
(教授会の審議事項)

第 50 条 教授会においては、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学生の学位授与に関する事項
- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程及び授業に関する事項
- (5) 学生の身分の取扱いの規程に関する事項
- (6) 教員の教育研究業績審査に関する事項
- (7) 前 6 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項

第 51 条 教職員の候補者の選考、昇格に関する事項については、資格審査委員会及び人事教授会において必要な審査を行う。同各委員会の規程は別に定める。

(大学評議会)

第 52 条 本学の運営に関する重要な事項を審議するために大学評議会を設ける。

2 大学評議会は学長がこれを招集し、次の事項について審議する。

- (1) 大学全体の基本的な事項
- (2) 学則及び学内諸規定の改正に関する事項
- (3) 学科等教育組織の設置・廃止・改編に関する事項
- (4) 事務局組織・附属施設等の設置・廃止・改編に関する事項
- (5) 学長からの諮問事項に関する事項
- (6) 教職員・事務職員の人事計画に関する事項
- (7) 大学の中・長期的な展望に関する事項
- (8) 予算案の編成に関する事項
- (9) 学長選任に関する事項
- (10) 名誉教授の授与に関する事項
- (11) 大学の自己点検・評価に関する事項
- (12) その他、大学運営に重要と判断される事項

3 大学評議会の構成員及び運営については、別に定める。

## 第 10 章 科目等履修生及び外国人学生

(科目等履修生)

第 53 条 本学の学生以外で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者がいるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ、科目等履修生として、入学を許可する。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(外国人学生)

第 54 条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考のうえ入学を許可する。

### 第 11 章 長期履修学生

(長期履修学生)

第 55 条 第 3 条の規定にかかわらず、修業年限を超える一定の期間にわたり、授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関しての必要な事項は別に定める。

### 第 12 章 賞罰

(表彰)

第 56 条 学生として表彰に値する行為があった者には、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第 57 条 本学の学則に違反し、また本学の学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。懲戒は、退学・停学及び訓告とする。また退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

### 第 13 章 専攻科

(設置目的)

第 58 条 本学に専攻科介護専攻を置き、学科における教育の基礎のうえに、保育士有資格者に福祉に関する一層高度な教育研究を通じ、介護福祉の専門知識及び技術の習得を図ることを目的とし、地域社会に貢献できる有為な人材を育成する。

(修業年限)

第 59 条 専攻科の修業年限は 1 年とし、在学期間は 2 年を超えてはならない。

(入学資格)

第 60 条 専攻科に入学することのできる者は、短期大学を卒業した者、又は短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、児童福祉法第 18 条の 6 第 1 号の指定を受けた学校その他の施設を卒業し保育士の資格を有する者とする。

2 専攻科には転入学を認めない。

(入学定員)

第 61 条 専攻科の入学定員は 20 名とする。

2 前項に定める入学定員で 1 学級を編成する。

(入学の出願)

第 62 条 専攻科に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、それと同時に提出すべき書類等については別に定める。

(検定料等)

第 63 条 専攻科の検定料・入学金・授業料等の金額は次のとおりとする。

検定料	30,000 円	授業料	750,000 円
入学金	100,000 円	施設設備資金	100,000 円

- 2 前項所定の費用のほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。
- 3 学費納入に必要な手続き等については、別に定める。

(教育課程)

第 64 条 専攻科の教育課程は、別表第六のとおりとする。

(修了及び資格の取得)

第 65 条 専攻科に 1 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長は修了を認定する。

- 2 前項の授業科目及び単位を修得した者の修了の認定は、介護福祉士養成施設指定規則別表第四の第三号養成施設に基づき編成された各科目の出席時間数の 3 分の 2 以上(介護実習にあたっては 5 分の 4 以上)の時間数を満たしていることを要件とする。
- 3 専攻科介護専攻を修了した者は、介護福祉士国家試験受験資格を得ることができる。

(規定の適用)

第 66 条 第 3 章、第 4 章(第 9 条、第 13 条、第 17 条 2 項、第 18 条を除く)、第 5 章(第 32 条から第 34 条を除く)、第 7 章(第 40 条、第 41 条を除く)、及び第 13 章の規定は、専攻科の学生に適用する。

- 2 専攻科の教員組織に関わることは、第 8 章、第 9 章に準ずる。
- 3 専攻科の賞罰に関する事項は、第 12 章に準ずる。
- 4 専攻科の学寮及び厚生補導施設に関する事項は、第 16 章に準ずる。

## 第 14 章 公開講座

(公開講座)

第 67 条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

## 第 15 章 附属施設及び附属機関

(附属施設及び附属機関)

第 68 条 本学に附属施設及び附属機関を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 教育開発センター
- (3) 地域発展活性化センター
- (4) 学生参画運営センター

- 2 前項附属施設及び附属機関に関する規程については、別に定める。

## 第 16 章 学寮及び厚生補導施設

(学寮)

第 69 条 本学に学寮を置く。学寮に関し必要な事項は別に定める。

(厚生補導施設)

第 70 条 本学に厚生補導のための施設として、健康相談室・学生相談室・食堂等を置く。

(規程の改廃)

第 71 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。ただし、昭和 57 年度以前の学生に

については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、昭和59年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 学則第2条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学科専攻等	昭和61年度		昭和62年度～昭和74年度		昭和75年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科						
生活科学専攻	100人	180人	100人	200人	80人	180人
被服専攻	100人	170人	100人	200人	70人	170人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人	150人	300人
社会福祉学科						
社会福祉専攻	100人	170人	100人	200人	70人	170人
児童福祉専攻	100人	180人	100人	200人	80人	180人
計	550人	1,000人	550人	1,100人	450人	1,000人

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし昭和62年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

年 度 学科専攻等	平成元年度		平成2年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科						
生活科学専攻	100人	200人	100人	200人	80人	180人
被服専攻	100人	200人	100人	200人	70人	170人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人	150人	300人
社会福祉学科						
社会福祉専攻	80人	180人	80人	160人	60人	140人
児童福祉専攻	80人	180人	80人	160人	50人	130人
介護福祉専攻	40人	40人	40人	80人	40人	80人
計	550人	1,100人	550人	1,100人	450人	1,000人

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、昭和64年（平成元年）度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 学則第2条に規定する学生定員は、平成11年度までの間は、次のとおりとする。

ただし、平成2年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

年 度 学科専攻等	平成3年度		平成4年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

家政学科 生活科学専攻 被服専攻	140人 120人	240人 220人	140人 120人	280人 240人	80人 70人	220人 190人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人	150人	300人
社会福祉学科 社会福祉専攻 児童福祉専攻 介護福祉専攻	100人 80人 40人	180人 160人 80人	100人 80人 40人	200人 160人 80人	60人 50人 40人	160人 130人 80人
計	630人	1,180人	630人	1,260人	450人	1,080人

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成4年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。
- 学則第2条に規定する学生定員は、平成11年度までの間は、次のとおりとする。ただし、平成5年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

年 度 学科専攻等	平成6年度		平成7年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科 生活科学専攻 服装科学専攻 生活文化専攻	100人 100人 60人	240人 220人 60人	100人 100人 60人	200人 200人 120人	60人 50人 40人	160人 150人 100人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人	150人	300人
社会福祉学科 社会福祉専攻 児童福祉専攻 介護福祉専攻	100人 80人 40人	200人 160人 80人	100人 80人 40人	200人 160人 80人	60人 50人 40人	160人 130人 80人
計	630人	1,260人	630人	1,260人	450人	1,080人

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。
- 学則第2条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。ただし、平成11年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

年 度 学 科 専攻等	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員								
生活学科												
生活科学専攻	100人	200人	96人	196人	92人	188人	88人	180人	75人	163人	60人	135人
服装科学専攻	100人	200人	88人	188人	74人	162人	60人	134人	55人	115人	50人	105人
生活文化専攻	42人	102人	40人	82人	40人	80人	40人	80人	40人	80人	40人	80人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人								
社会福祉学科												
社会福祉専攻	100人	200人	60人	160人								
児童福祉専攻	80人	160人	50人	130人								
介護福祉専攻	40人	80人	40人	80人								
計	612人	1,242人	594人	1,206人	576人	1,170人	558人	1,134人	540人	1,098人	450人	990人

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。
- 学則第2条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。ただし、平成13年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

年 度 学 科 専攻等	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	206人	430人	188人	394人	170人	358人	150人	320人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人	150人	300人	150人	300人
社会福祉学科								
社会福祉専攻	100人	200人	100人	200人	100人	200人	60人	160人
児童福祉専攻	80人	160人	80人	160人	80人	160人	50人	130人
介護福祉専攻	80人	120人	80人	160人	80人	160人	80人	160人
計	616人	1,210人	598人	1,214人	580人	1,178人	490人	1,070人

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。
- 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科 専攻等	平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	150人	338人	150人	300人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人

社会福祉学科				
社会福祉専攻	100人	200人	100人	200人
児童福祉専攻	100人	180人	100人	200人
介護福祉専攻	80人	160人	80人	160人
計	580人	1,178人	580人	1,160人

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第54条は平成18年度入学生から適用する。

附 則

この学則第36条は平成18年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、学則第38条別表第二は、平成18年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生 活 学 科	100人	200人	—	100人	—	—
幼児教育学科	200人	400人	200人	400人	200人	400人
社会福祉学科	150人	300人	—	150人	—	—
歴史文化学科	50人	100人	50人	100人	50人	100人
人間健康福祉学科	—	—	100人	200人	100人	200人
計	500人	1000人	350人	950人	350人	700人

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科	200人	400人	240人	440人	240人	480人
歴史文化学科	50人	100人	—	50人	—	—
歴史学科	—	—	50人	50人	50人	100人
人間健康福祉学科	100人	200人	—	100人	—	—
介護学科	—	—	60人	60人	60人	120人
計	350人	700人	350人	700人	350人	700人

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科	200人	400人	240人	440人	240人	480人
歴史文化学科	50人	100人	—	50人	—	—
歴史学科	—	—	50人	50人	40人	80人
人間健康福祉学科	100人	200人	—	100人	—	—
介護学科	—	—	60人	60人	60人	120人
計	350人	700人	350人	700人	340人	680人

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科	240人	480人	220人	460人	220人	440人
歴史学科	40人	90人	40人	80人	40人	80人
介護学科	60人	120人	—人	60人	—人	—人
計	340人	690人	260人	600人	260人	520人

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科	220人	460人	220人	440人	220人	440人
歴史学科	40人	80人	40人	80人	40人	80人
計	260人	540人	260人	520人	260人	520人

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科	220人	440人	220人	440人	180人	400人	180人	360人
総合文化学科	—	—	—	—	80人	80人	80人	160人
歴史学科	40人	80人	40人	80人	—	40人	—	—
計	260人	520人	260人	520人	260人	520人	260人	520人

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科	180人	360人	180人	360人	180人	360人
総合文化学科	80人	160人	80人	160人	80人	160人
計	260人	520人	260人	520人	260人	520人

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年度 学科	令和 5 年度		令和 6 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科	180 人	360 人	150 人	330 人
総合文化学科	80 人	160 人	50 人	130 人
計	260 人	520 人	200 人	460 人

#### 附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第 2 条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年度 学科	令和 6 年度		令和 7 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科	150 人	300 人	120 人	270 人
総合文化学科	50 人	100 人	—	50 人
計	200 人	400 人	120 人	320 人

別表第一(第23条関係)  
幼児教育学科

区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
(6 単位) 総合科目	人間と仏教	2		
	基礎ゼミナールⅠ	1		
	基礎ゼミナールⅡ	1		
	総合ゼミナールⅠ	1		
	総合ゼミナールⅡ	1		
10 単位) 基盤科目	子どもの理解と援助		2	
	家庭と子育て支援		2	
	保育内容総論		1	
	教育原理		2	
	保育原理		2	
	保育者論		2	
	教育相談(幼児理解を含む。)		2	
	保育の心理学		2	
	教育心理学		2	
教育・保育科目群 (42 単位)	A 群 (知識・理論) (12 単位)			
	子育て支援の心理学		2	
	幼児と言葉		2	
	幼児と人間関係		2	
	幼児と健康		2	
	子どもの保健Ⅰ		2	
	子どもの保健Ⅱ		2	
	子ども家庭福祉		2	
	社会福祉		2	
	社会的養護Ⅰ		2	
	日本国憲法		2	
	音楽の基礎理論		2	
	B 群 (方法・技能) (10 単位)			
	教育課程総論		2	
	教育の方法と技術		2	
	特別支援教育		2	
	保育の計画と評価		2	
	子どもの食と栄養		2	
	乳児保育Ⅰ		2	
	乳児保育Ⅱ		2	
	社会的養護Ⅱ		2	
	保育内容・健康		2	
	保育内容・人間関係		2	
	保育内容・環境		2	
	保育内容・言葉		2	
	保育内容・表現(造形)		1	
	保育内容・表現(リズム・ダンス)		1	
	C 群 (実習・実技) (8 単位)			
	音楽表現Ⅰ		1	
	音楽表現Ⅱ		1	
	音楽表現Ⅲ		1	
	音楽表現Ⅳ		1	
	ピアノ実技Ⅰ		1	
	ピアノ実技Ⅱ		1	
	造形表現Ⅰ		1	
	造形表現Ⅱ		1	
	保育と音楽遊び		2	
	保育と身体表現		1	
	保育と教材研究		1	
	保育と図画工作		2	
	保育と絵本の探求		2	
	保育といのちの教育		2	
保育と食生活		2		
保育と環境構成		2		
健康と生涯スポーツⅠ		1		
健康と生涯スポーツⅡ		1		
保育英語コミュニケーションⅠ		1		
保育英語コミュニケーションⅡ		1		
(4 単位) キャリア関連科目群	キャリアデザイン	2		
	情報ビジネス演習	2		
	パーソナル・ファイナンス		2	
	日本の歳時と年中行事		1	
	メディアコンテンツ		1	
	情報モラル		2	
	ジェンダー論		2	
	社会的包摂		2	
	インターンシップⅠ		1	
	インターンシップⅡ		1	
	特別科目Ⅰ		2	
	特別科目Ⅱ		2	

## 別表第二

幼児教育学科

〔幼稚園教諭二種免許状〕

イ. 領域及び保育内容の指導法に関する科目

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
領域に関する専門的事項	幼児と健康	2	
	幼児と人間関係	2	
	幼児と言葉	2	
	音楽表現Ⅰ	1	
	音楽表現Ⅱ	1	
	造形表現Ⅰ	1	
	造形表現Ⅱ	1	
	保育内容の指導法の	保育内容・健康	2
保育内容・人間関係		2	
保育内容・環境		2	
保育内容・言葉		2	
保育内容・表現(造形)		1	
保育内容・表現(リズム・ダンス)		1	

ロ. 施行規則第66条の6による科目

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
日本国憲法	2		
健康と生涯スポーツⅠ	1		
健康と生涯スポーツⅡ	1		
保育英語コミュニケーションⅠ	1		
保育英語コミュニケーションⅡ	1		
情報ビジネス演習	2		

ハ. 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
教育原理	2		
保育者論	2		
教育心理学	2		
特別支援教育	2		
教育課程総論	2		
教育の方法と技術	2		
教育相談(幼児理解を含む。)	2		
教育実習事前・事後指導	1		
教育実習	4		
教職実践演習(幼稚園)	2		

ニ. 大学が独自に設定する科目

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得	2		

別表第三  
 幼児教育学科  
 [保育士資格]  
 イ. 必修科目

授 業 科 目	単 位		備 考
	必修	選択	
保育原理	2		
教育原理	2		
子ども家庭福祉	2		
社会福祉	2		
家庭と子育て支援	2		
社会的養護Ⅰ	2		
保育者論	2		
保育の心理学	2		
子育て支援の心理学	2		
子どもの理解と援助	2		
子どもの保健Ⅰ	2		
子どもの食と栄養	2		
保育の計画と評価	2		
保育内容総論	1		
保育内容・健康	2		
保育内容・人間関係	2		
保育内容・環境	2		
保育内容・言葉	2		
保育内容・表現(造形)	1		
音楽表現Ⅰ	1		
音楽表現Ⅱ	1		
造形表現Ⅰ	1		
造形表現Ⅱ	1		
乳児保育Ⅰ	2		
乳児保育Ⅱ	2		
子どもの保健Ⅱ	2		
特別支援教育	2		
社会的養護Ⅱ	2		
保育相談(幼児理解を含む。)	2		
保育実習Ⅰ	4		
保育実習指導Ⅰ	2		
総合ゼミナールⅠ	1		
総合ゼミナールⅡ	1		

ロ. 選択必修科目9単位以上(うち保育実習及び保育実習指導で3単位)

授 業 科 目	単 位		備 考
	必修	選択	
幼児と人間関係		2	
保育と絵本の探求		2	
保育と環境構成		2	
教育心理学		2	
幼児と健康		2	
教育課程総論		2	
保育内容・表現(リズム・ダンス)		1	
音楽表現Ⅲ		1	
音楽表現Ⅳ		1	
保育と身体表現		1	
保育と教材研究		1	
保育実習Ⅱ		2	
保育実習Ⅲ		2	
保育実習指導Ⅱ		1	
保育実習指導Ⅲ		1	

ハ. 教養科目

授 業 科 目	単 位		備 考
	必修	選択	
基礎ゼミナールⅠ	1		
基礎ゼミナールⅡ	1		
人間と仏教	2		
幼児と言葉	2		} どちらか1科目を選択必修
保育といのちの教育	2		
保育英語コミュニケーションⅠ	1		
保育英語コミュニケーションⅡ	1		
健康と生涯スポーツⅠ	1		
健康と生涯スポーツⅡ	1		

別表第四  
 幼児教育学科  
 [音楽療法士(2種)]  
 イ. 専門科目

授 業 科 目	単 位		備 考
	必修	選択	
音楽の基礎理論	2		
音楽史	2		
音楽表現Ⅰ	1		
音楽表現Ⅱ	1		
音楽表現Ⅲ	1		
音楽表現Ⅳ	1		
音楽療法の器楽	2		
保育と音楽遊び	2		
ピアノ実技Ⅰ	1		
ピアノ実技Ⅱ	1		
保育内容・表現(造形)	1		
保育内容・表現(リズム・ダンス)	1		
保育と身体表現	1		
保育教材の研究	1		
音楽療法概論	2		
音楽療法各論	2		
音楽療法演習	2		
音楽療法総合演習	2		
保育相談(幼児理解を含む。)	2		
社会福祉	2		
子どもの保健Ⅰ	2		
子どもの保健Ⅱ	2		
保育の心理学	2		
子育て支援の心理学	2		
保育実習Ⅱ	2		保育実習及び保育実習指導で 3単位以上を選択必修
保育実習指導Ⅱ	1		
保育実習Ⅲ	2		
保育実習指導Ⅲ	1		

ロ. 教養関連科目

授 業 科 目	単 位		備 考
	必修	選択	
保育英語コミュニケーションⅠ	1		
保育英語コミュニケーションⅡ	1		
情報ビジネス演習	2		
基礎ゼミナールⅠ	1		
基礎ゼミナールⅡ	1		
総合ゼミナールⅠ	1		
総合ゼミナールⅡ	1		
健康と生涯スポーツⅠ	1		
健康と生涯スポーツⅡ	1		
幼児と言葉	2		どちらか1科目を選択必修
保育といのちの教育	2		

別表第五 削除

別表第六  
 専攻科介護専攻

授 業 科 目	単 位		備 考
	必修	選択	
社会の理解	2		
介護の基本Ⅰ	2		
介護の基本Ⅱ	2		
リハビリテーション論	2		
介護ソーシャルワーク論	2		
チームマネジメント論	2		
ターミナルケア論	2		
コミュニケーション技術Ⅰ	1		
コミュニケーション技術Ⅱ	1		
生活支援技術Ⅰ	2		
生活支援技術Ⅱ	1		
生活支援技術Ⅲ	2		
介護技術Ⅰ	2		
介護技術Ⅱ	2		
介護技術Ⅲ	2		
介護過程Ⅰ	2		
介護過程Ⅱ	1		
介護過程Ⅲ	2		
介護総合演習Ⅰ	1		
介護総合演習Ⅱ	1		
介護実習	7		
発達と老化	2		
認知症の理解Ⅰ	2		
認知症の理解Ⅱ	1		
障害の理解	2		
こころとからだのしくみⅠ	2		
こころとからだのしくみⅡ	2		
医療的ケアⅠ	2		
医療的ケアⅡ	1		